

米国向け宮崎県フェア出品商品募集要項

県では、宮崎県産品の輸出促進を図るため、令和8年1月に米国の日系スーパーマーケット「ミツワマーケットプレイス」において宮崎県フェアを実施します。

つきましては、フェアに向けて出品商品を募集するとともに、出品希望者を対象とした「ミツワマーケットプレイス」との商談会を開催しますので、米国への販路開拓を目指したいとお考えの皆様は、この機会に是非お申込みください。

詳細については、以下のとおりです。

1 宮崎県フェアの概要

(1) 実施期間

2026年1月9日（金）から1月19日（月）まで 計11日間

(2) 実施店舗

ロサンゼルスエリアの店舗にて開催

(3) 販売方法

特設催事コーナーにて陳列販売

2 出品商品の条件

(1) 品目

賞味期限が180日以上宮崎県産食品（常温・冷蔵・冷凍いずれも可）

畜肉（エキス含む）は、取扱いできません。

酒類は既に米国内で流通しているものから取扱いの可否を判断させていただきます。

(2) 申込方法

別紙の商品情報シートに必要事項を記入の上、4月30日（水）までに電子メールで下記の申込先に御提出ください。

【申込先】

宮崎県商工観光労働部国際・経済交流課（担当：磯村）

電 話：0985-26-7113

電子メール：kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp

※なお、県庁のメールシステムのセキュリティの関係上、電子メールが受信できないこともあるため、申込みをした際は必ず上記の電話番号へ確認の連絡をお願いいたします。

【出品に関する問い合わせ先】

KC セントラル貿易株式会社（担当：高松）

電子メール：ytakamatsu@boekii.co.jp

3 商談会の概要

宮崎県フェアに出品を希望された事業者様を対象に下記の通り商談会を開催させていただきます。

- (1) 開催日時 令和7年5月19日(月)及び20日(火)
- (2) 開催場所 宮崎県庁
- (3) 商談時間 1社あたり約20分程度の予定

※商談会の詳細につきましては宮崎県フェアに出品を希望された事業者様へ別途お知らせいたします。

4 商品選定基準（応募の前に必ず御確認ください。）

- (1) 食品の米国輸入に際しては、アメリカ食品医薬品局（FDA※1）に製造施設情報を事前登録する必要があります。登録はKCセントラル貿易（株）で代行する事も可能です（無料）。FDAに製造施設情報を登録の際、事前にDUNS番号（※2）を御確認いただく必要があります。
- (2) 水産品輸出の際は国際基準のHACCP、ISO22000、FSSC22000の内、いずれか一つの証取得が必須となります。
- (3) 使用原料によっては米国への輸入が制限されているものがあります。※3
商品情報シートの提出時、裏面原材料表記が分かる資料（規格書・画像）を提示ください。
- (4) 日本国内倉庫渡し条件となります。（東京・横浜・川崎・清水港）
- (5) 見積は別途KCセントラル貿易（株）から指定させて頂く帳合経由でのご提示をお願いします（KCセントラル貿易（株）と既存で直接口座がある場合を除く）。帳合先はご提案内容確認後に御相談させていただきます。
- (6) アメリカ規格英文原材料・成分表シールを各単品へ、又はケースマークを各ケースへ貼付した状態で納品いただく必要があります。
シール・ケースマークは、輸出会社にて作成し貴社指定場所まで送付いたします。
- (7) 出荷いただいた商品に記載されている賞味期限の御連絡をお願いいたします。
- (8) 賞味期限180日以上であること。

※1 アメリカ食品医薬品局（FDA）とは、日本における厚生労働省に似た役割を持つ公的機関です。

※2 企業法人を所在地ごとに事業所単位で識別するための、9桁の固有の数字です。

※3 主要な原料として、畜肉（エキス含）・クチナシ・紅麴・紅花・ステビア等。

5 スケジュール（予定）

4月30日（水）	宮崎県フェア申込期限
5月19日（月）、20日（火）	商談会
7月18日（金）	見積・サンプル提示期限（貴社）
9月中旬	採用・数量決定
10月中旬～下旬	保税倉庫納品（貴社）

6 留意事項

以下の場合の他規制等により生じた損害や不利益等について、宮崎県はその責任を負わないものとします。

米国向け輸出規制の一部を記載いたしますが、その他にも規制はありますのでご留意ください。

(1) 米国バイオテロ法

米国バイオテロ法により、米国へ食品を輸出するためには「食品関連施設の登録」「米国代理人の登録」「輸入事前通告」等を FDA（保健福祉省食品医薬品局）に対して行う必要があります。未登録の外国施設から持ち込まれた食品は通関が認められず展示会用にサンプルを輸出する場合であっても施設の登録が必要となります。登録は輸出会社で代行することも可能です。

【御参考】 バイオテロ法に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/bioterrorism.html

(2) 米国食品安全強化法

米国では 2011 年に食品安全強化法（ Food Safety Modernization Act 、 FSMA ）が成立し、食品医薬品局（ FDA ）の権限が多岐にわたって強化されました。米国の法律ですが、米国内で流通する日本からの輸出食品も適用対象となります。

企業規模に応じ一定の猶予期間や例外適用はあるものの、原則として 2016 年 9 月 19 日から適用が開始されています。そして、2017 年 9 月には、従業員数が 500 名未満の企業も義務化されることになります。各社対応が必要となりますので、今一度確認をお願いします。

【御参考】 食品安全強化法（FSMA）に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

(3) 水産物・水産加工品の輸入規制

水産加工品を米国に輸出する場合には、米国食品医薬品局（FDA）が定めた規則に従った HACCP 手法を用いて製造された製品である必要があり、輸入通関の際にそのことを証明する書類の提示が求められます（例： HACCP 認証等）。

【御参考】 水産物、水産加工品の現地輸入規則および留意点

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/marineproducts.html

(4) 米国への輸入禁止原材料

原材料によっては米国への輸入が制限されているものがあります。

応募商品が輸出規制品目に該当する場合、又はバイヤー側で商談不可・不要と判断した場合には、商品の変更や参加の見合せをお願いする場合があります。

(5) その他

募集締切後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合には、参加できなくなる場合がありますことを予め御承知願います。

7 企業情報

企業名	KC セントラル貿易株式会社
企業ホームページ	https://boeki.co.jp
本社所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町1丁目8番15号 イトーピア神田岩本町一丁目ビル6階
業種	貿易商社
会社概要	食料品・飲料、酒類、日用品雑貨等の輸出入業、卸売業、販売業 ※カメイグループの関連会社
取扱主要品目	魚介類/魚介類加工品、穀物/穀物加工品、米/米加工品、 野菜・果実/加工品、糖類/糖類加工品/はちみつ、 コーヒー/ココア/香辛料類、茶葉、調味料、その他加工品

企業名	ミツワマーケットプレイス
企業ホームページ	https://mitsuwa.com/
本社所在地	ー
業種	スーパーマーケット
会社概要	アメリカ主要都市であるロサンゼルス・ニューヨーク・シカゴ・ハワイを中心に全米12店舗を展開するアメリカ最大級の日本食マーケットプレイス ※カメイグループの関連会社
取扱主要品目	日本産の食品の他、化粧品、日用品、調理家電等